

彦根市歴史的風致維持向上計画

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第 5 条に基づき、次のとおり歴史的風致の維持および向上に関する計画を策定する。

名 称：彦根市歴史的風致維持向上計画

主 体：彦根市

計画期間：平成 20 年度～平成 29 年度

はじめに

(1) 計画策定の背景

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号。以下「法」という。）では、「地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」を「歴史的風致」と定義し（法第 1 条）、わが国および地域にとって貴重な資産である歴史的風致について、その維持および向上を図るためのまちづくりを推進する市町村の取組を国や県などが積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展および文化の向上に寄与することを目的として、平成 20 年 5 月に公布され、同年 11 月から施行された。

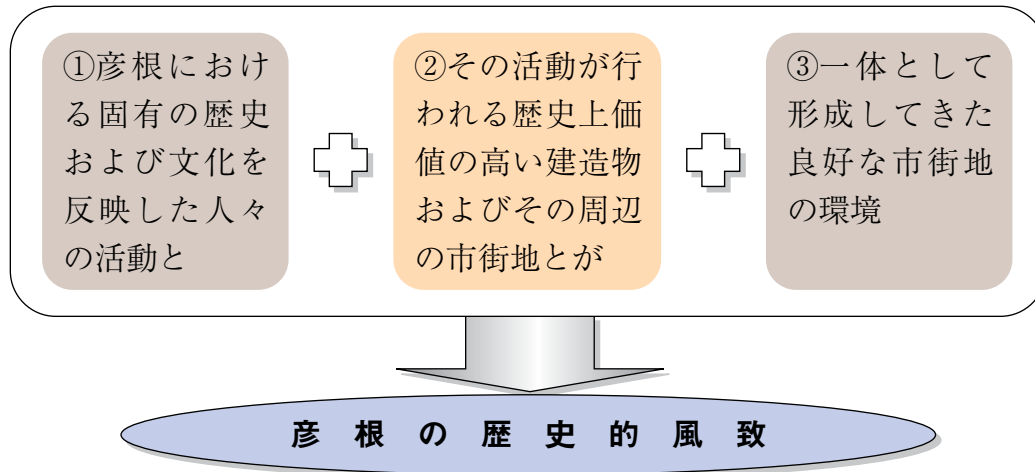
彦根市では、伝統的な工芸品の製造・販売や祭礼行事など地域の歴史や伝統を反映した人々の活動が、城や社寺をはじめ歴史上価値の高い建造物とその周辺の歴史的な建造物等とが相まって、情緒や風情を有する極めて良好な歴史的風致を形成している。

しかし一方で、高度経済成長の下で都市開発が進行し、人々のライフスタイルや価値観の多様化などの進展により、本市における歴史的風致の維持が損なわれつつある現状がある。彦根には、歴史の中で培われてきた伝統文化や伝統技術によって形成された歴史的建造物や美術工芸品など歴史文化遺産が現在も多く残されており、今後さらに彦根の個性を磨き魅力を高めていくには、これらの歴史文化遺産を保存・活用しながら彦根の歴史風致を維持向上し、後世に伝えていくことが重要である。

近年、「彦根城」の世界遺産登録を目指した運動などに関連して身近な彦根の歴史文化遺産に対する市民の関心が大いに高まり、その価値の再評価と保護が強く求められるようになった。さらに、文化財として保護する対象の広がりや文化財相互の関連性を踏まえた周辺環境の保護および整備が求められている。

このような背景のもと、彦根に固有の歴史的風致を維持し、さらなる向上を図るため、「彦根市歴史的風致維持向上計画」を作成する。

歴史的風致の定義



(2) 計画策定の目的と役割

彦根固有の歴史的風致の維持および向上を図るため、法第4条の歴史的風致維持向上基本方針に基づき、法第5条の規定による歴史的風致維持向上計画として「彦根市歴史的風致維持向上計画」を作成する。本計画は、彦根市総合発展計画の基本構想に掲げる将来都市像「市民がつくる 安心と躍動のまち 彦根」の実現に向けての計画の一つとして位置づけられ、その策定にあたっては、相互に関連性のある「歴史文化基本構想（策定予定）」、「彦根市景観計画」および「彦根市都市計画マスタープラン」との整合を図る。

基 本 構 想【将来都市像】

「市民がつくる 安心と躍動のまち 彦根」

私たちのまち彦根市は、琵琶湖のほとりの恵まれた自然環境に生まれ、悠久の歴史の中で織り上げられた個性的な文化が薫るまちです。

これら自然資源、先人から連綿と受け継いできた数々の資産を生かしつつ、私たち市民自らが新しい彦根を紡ぐ主体となってそれぞれの個性を発揮できるような、成熟社会にふさわしい魅力と個性あるまちづくりを推進します。

そして、私たちが彦根市に住み続けることに誇りと喜びを持ち、訪れた人が心ときめき、人とまちが一つの輪になって、「市民がつくる 安心と躍動のまち 彦根」の実現を目指します。

関連計画の相関関係図

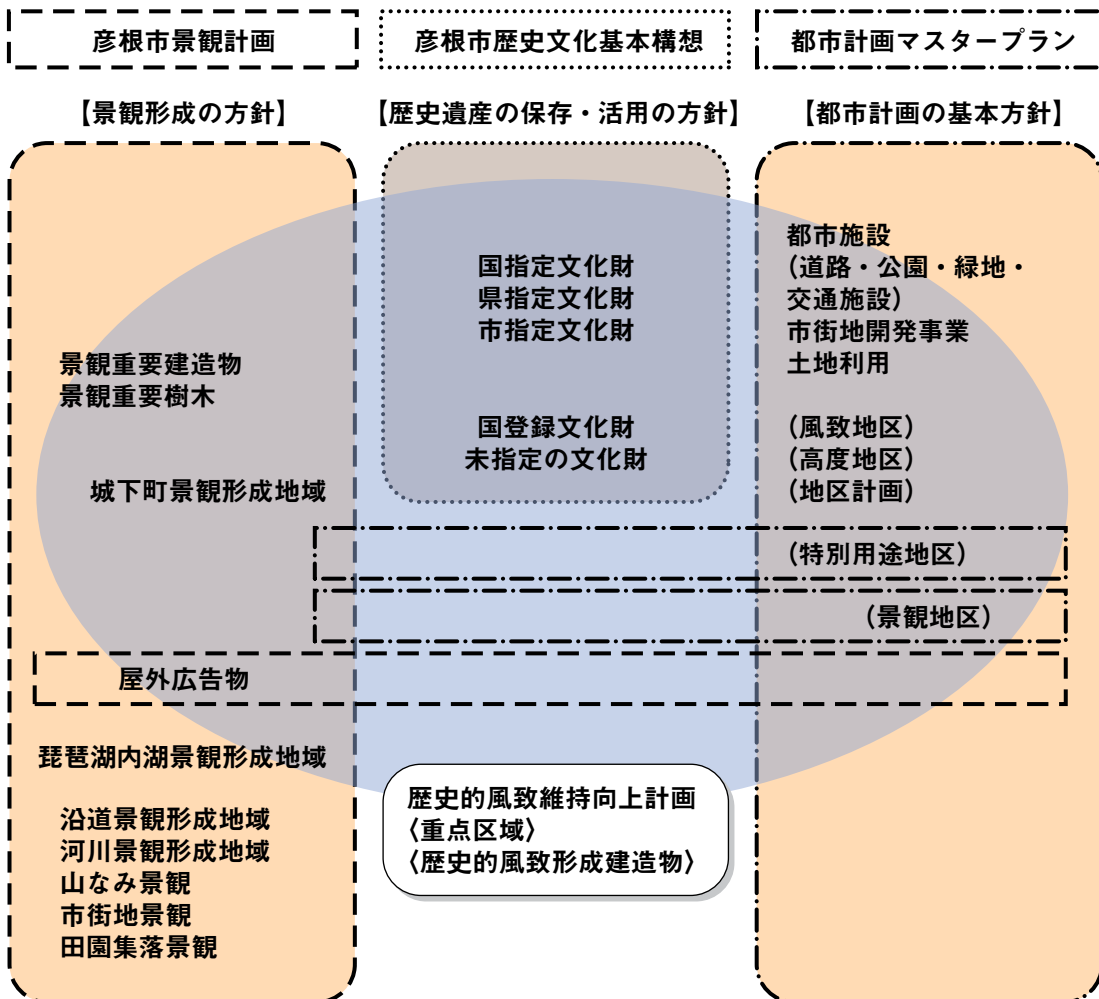
彦根市総合発展計画 ー基本構想ー
【将来都市像】「市民がつくる 安心と躍動のまち 彦根」
5つの柱と関連プロジェクト

5つの柱

1. 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり
2. 良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり
3. 活力ある産業に満ちた、にぎわいあふれるまちづくり
4. 明日の彦根市を担う人を育むまちづくり
5. 人とひととの交流をひろげ、市民文化を創造するまちづくり

関連プロジェクト

5. ひこね文化・継承・創造・発信プロジェクト
 歴史文化資産の保存と活用（指定文化財の保存整備、特別史跡彦根城跡の保存整備、名勝「玄宮楽々園」の保存整備、歴史的伝統的建造物の調査と保存）



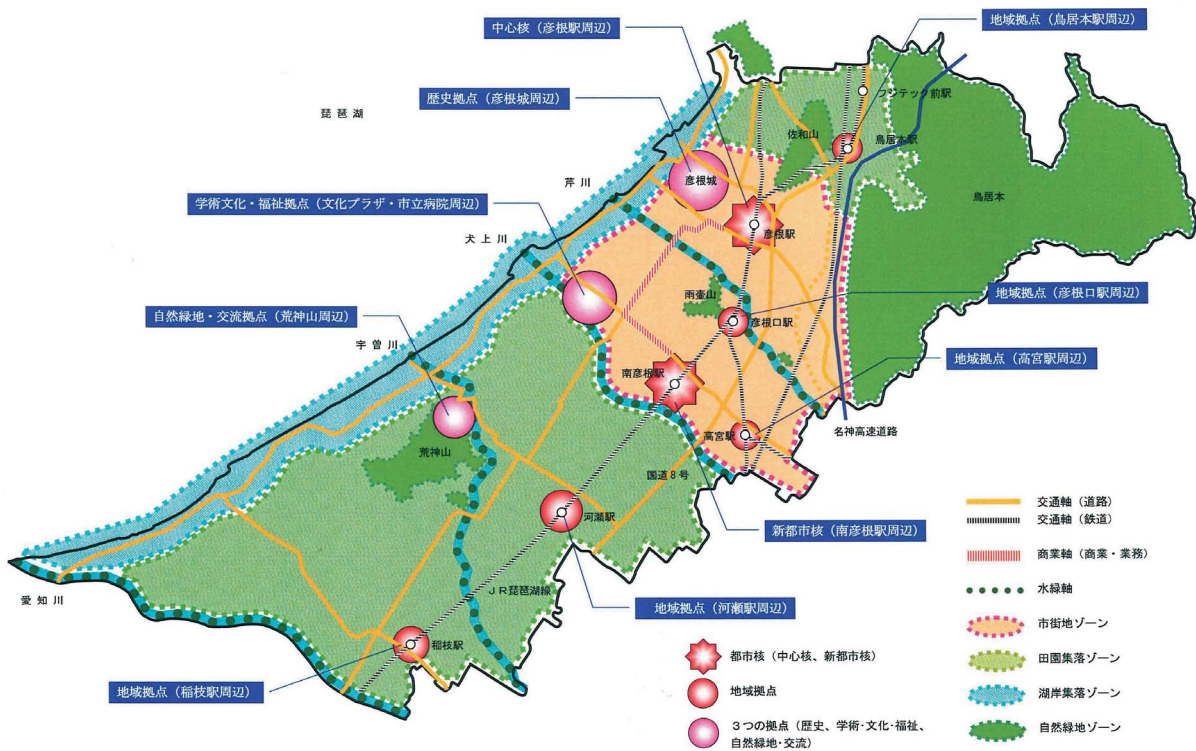
①彦根市都市計画マスタープランとの関連性

彦根市では、将来のまちづくりの基本的な方針とする「彦根市都市計画マスタープラン」を平成19年3月に策定した。

都市計画マスタープランにおける都市づくりの理念は「市民がつくる 安心・元気・個性豊かな まちづくり」とし、「だれもが生活しやすい安全で安心なまち」「彦根の活力を生む産業が育つまち」「市民が誇れる水と緑と歴史文化の豊かなまち」を都市づくりの目標としている。

特に彦根城周辺の旧城下町は「歴史拠点」と位置づけ、歴史が刻まれた彦根城や近世城下町の歴史遺産を継承し、磨くことにより、地域住民が誇れるようなまちづくりを進め、世界遺産登録を目指す方針としている。

Ⅲ-2 都市づくりの基本方針/将来都市構造のあり方/将来都市構造図



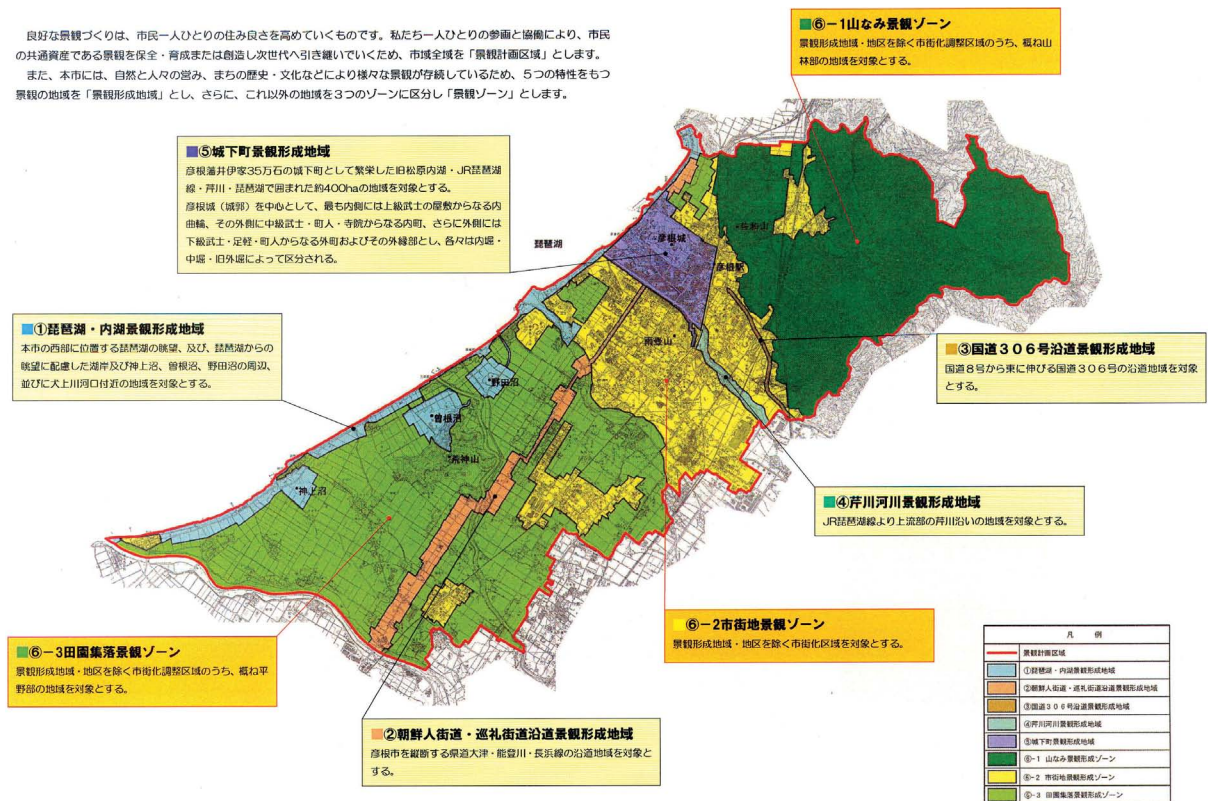
将来都市構造図

②彦根市景観計画との関連性

彦根市は、平成6年12月に「彦根市都市景観基本計画」を策定し、平成8年4月には「彦根市快適なまちを創る景観条例」を制定した。条例では、特に彦根城周辺地域を都市景観形成重点地区に指定し、歴史的景観の保全・育成に取り組んできた。

また、景観法の施行に伴い、「彦根市景観計画」を平成19年6月に策定した。景観計画では、市域全域を「景観計画区域」とし、5つの景観特性をもつ地域を「景観形成地域」と位置づけ、建築行為などに対し届出勧告による良好な景観の形成を目指している。さらに、景観形成地域を除いた区域は、3つの景観ゾーンに定め、大規模建築物等に対する届出勧告制度による良好な景観形成を進めている。

良好な景観づくりは、市民一人ひとりの住み良さを高めていくものです。私たち一人ひとりの参画と協働により、市民の共通資産である景観を保全・育成または創造し次世代へ引き継いでいくため、市域全域を「景観計画区域」とします。また、本市には、自然と人々の営み、まちの歴史・文化などにより様々な景観が存続しているため、5つの特性をもつ景観の地域を「景観形成地域」とし、さらに、これ以外の地域を3つのゾーンに区分し「景観ゾーン」とします。



彦根市景観計画(景観計画区域および景観形成地域図)

(3) 計画策定の経緯

① 歴史的風致の調査概要

計画策定の基礎資料となる、彦根の歴史的風致に関する近年の調査の成果は下記のとおりである。

『新修彦根市史』（平成13年～平成25年予定）の刊行は、彦根市の歴史的風致について考える上で基礎資料となるもので、歴史的風致の体系的な理解のために通史編、その詳細な基礎データとして史料編がある。

【既刊】

- 『彦根市史 上冊 』 昭和35年3月
- 『彦根市史 中冊 』 昭和37年9月
- 『彦根市史 下冊 』 昭和39年3月
- 『新修 彦根市史 第1巻 通史編 古代・中世』 平成19年1月
- 『新修 彦根市史 第2巻 通史編 近世』 平成20年1月
- 『新修 彦根市史 第5巻 史料編 古代・中世』 平成13年3月
- 『新修 彦根市史 第6巻 史料編 近世1』 平成14年4月
- 『新修 彦根市史 第7巻 史料編 近世2』 平成16年3月
- 『新修 彦根市史 第8巻 史料編 近代1』 平成15年3月
- 『新修 彦根市史 第9巻 史料編 近代2』 平成17年2月
- 『彦根 明治の古地図1』 平成13年3月
- 『彦根 明治の古地図2』 平成14年3月
- 『彦根 明治の古地図3』 平成15年3月

【未刊】

- 『新修 彦根市史 第3巻 通史編 近代』 平成21年刊行予定
- 『新修 彦根市史 第4巻 通史編 現代』 平成22年刊行予定
- 『新修 彦根市史 第10巻 景観編』 平成23年刊行予定
- 『新修 彦根市史 第11巻 民俗編』 平成24年刊行予定
- 『新修 彦根市史 第12巻 年表・便覧・総索引』 平成25年刊行予定

歴史的建造物関連の調査成果

- 『彦根の民家 彦根市民家調査報告書』 昭和55年3月
- 『彦根の近世社寺建築－近世社寺建築緊急調査報告書－』 昭和58年3月
- 『城下町歴史調査報告書 ー旧足軽屋敷建物調査－(彦根市芹橋二丁目)』 平成13年3月
- 『城下町歴史調査報告書 ー旧足軽組屋敷(善利組)建物調査－(彦根市芹橋二丁目等)』 平成15年3月
- 『彦根市文化財調査概報〔I〕－鳥居本・高宮宿民家－』 昭和42年2月
- 『彦根市文化財調査概報〔II〕－足軽組屋敷－』 昭和46年2月

□『彦根市文化財調査概報〔Ⅲ〕－彦根の水主町－松原地区の民家－』

昭和46年2月

□『彦根市文化財調査概報〔Ⅳ〕－武家屋敷－』 昭和46年2月

□『彦根市文化財調査概報〔Ⅴ〕－城下町の商家－』 昭和48年2月

□『彦根市文化財調査概報〔Ⅵ〕－領内の民家－』 昭和49年2月

□『彦根市文化財調査概報〔Ⅶ〕－補遺－』 昭和50年2月

歴史的町並み関連の調査成果

□『彦根の町並み－旧下魚屋町・職人町・上魚屋町』 昭和51年3月

□『平成13年度 彦根市史景観部会報告書 彦根の歴史的景観とその構成要素』 平成14年3月

□『平成15年度 彦根市史景観部会報告書 男鬼と七曲がりの民家』
平成16年4月

□『平成16年度 彦根市史景観部会報告書 湖岸の集落・佐和山の自然』
平成17年3月

□『平成17年度 彦根市史民俗部会報告書 彦根旧城下町における町屋の考現学的調査報告書』 平成18年3月

□『平成19年度 彦根市史景観部会報告書 里山景観の変遷－荒神山・佐和山-』 平成19年7月史跡などの埋蔵文化財関連の発掘調査成果

□『城町円常寺遺跡－調査概要報告書－』 昭和56年3月

□『特別史跡彦根城跡 表御殿発掘調査報告書』 昭和63年3月

□『湖東焼窯跡測量調査報告書』 平成2年3月

□『特別史跡彦根城跡－公共下水道工事に伴う調査－』 平成3年3月

□『特別史跡彦根城跡（米蔵、水門及び作事所跡）発掘調査報告』
平成15年3月

その他参考資料

□『彦根の歴史－ガイドブック－』 2001年 彦根城博物館編集

□『城下町彦根－街道と町並み－』 2002年 彦根史談会編

□『新高宮町史』 2007年 新高宮町史編纂委員会編

② 策定経過

- 平成20年5月23日
「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の公布
- 同年6月18日
計画策定の取り組みを公表（記者発表）
- 同年7月3日
庁内政策調整会議に議題提供
- 同年8月8日
歴史的風致維持向上計画策定庁内調整会議（以下「庁内調整会議」）の開催
「彦根市歴史的風致維持向上計画（案）」策定に向けた庁内協議
- 同年8月29日
第2回「庁内調整会議」の開催
- 同年9月24日
第3回「庁内調整会議」の開催
- 同年10月6日
「彦根市歴史的風致維持向上協議会」（第1回準備会）の意見聴取
・主な意見
 - ◇歩道と自転車道との区別した整備を望む
 - ◇重点区域全体から彦根城が眺望できるように
 - ◇観光客に対する案内板の不足
 - ◇足軽屋敷の防災まちづくり対策を
 - ◇地域ごとの祭の交流事業を
 - ◇歴史的風致の維持向上のための啓発活動を
- 同年10月20日
第4回「庁内調整会議」の開催
・意見公募に係る計画（素案）について
- 同年10月22日～11月13日
「意見公募」（パブリックコメント）の実施
・意見なし
- 同年11月4日
「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の施行
- 同年11月17日
第1回「彦根市歴史的風致維持向上協議会」（法定協議会）の設立
「彦根市歴史的風致維持向上計画（案）」の審議および了承
・主な意見

- ◇市民の理解を得るための資料作成を望む
- ◇本計画が、今、必要であることの説明を望む
- ◇地域のまちづくり計画が、早期に具体的に示せるよう
- ◇伝統的建造物など町並み保存について、具体的な整備メニューを示す必要がある
- ◇芹川ケヤキ並木は、市道の付帯構造物として対応されたい
- ◇歴史的建造物だけを残すのではなく、その地域社会を残すことに意義がある
- ◇意見集約、加筆修正については会長および事務局へ一任することで議決された

□同年 11 月 20 日

「彦根市文化財委員会」の意見聴取

□同年 11 月 30 日

「彦根市歴史的風致維持向上計画」最終稿について協議会会長の了承

□同年 12 月 2 日

「彦根市歴史的風致維持向上計画」の認定申請

□平成 21 年 1 月 19 日

「彦根市歴史的風致維持向上計画」の認定

□同年 5 月 20 日～6 月 9 日

「彦根市歴史的風致維持向上計画」の変更に係る「意見公募」（パブリックコメント）の実施

・意見なし

□同年 5 月 22 日

「彦根市文化財委員会」の意見聴取

・意見なし

□同年 6 月 2 日

法定協議会への意見聴取

・意見なし

□同年 6 月 10 日

「彦根市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請

□同年 6 月 10 日

「彦根市歴史的風致維持向上計画」変更の認定

□平成 23 年 1 月 13 日

法定協議会への意見聴取

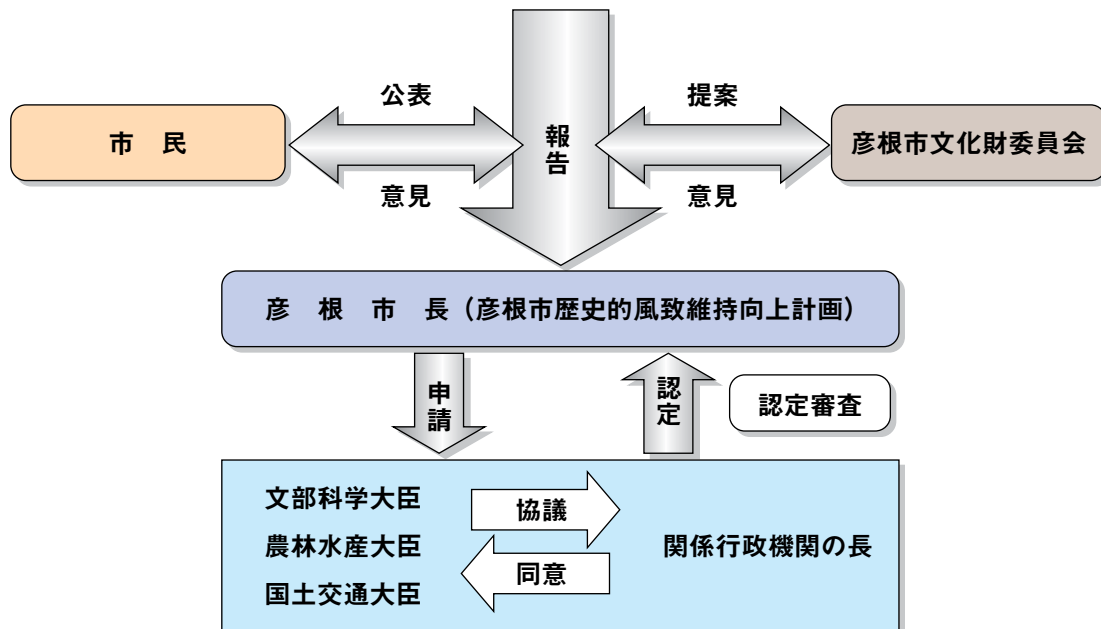
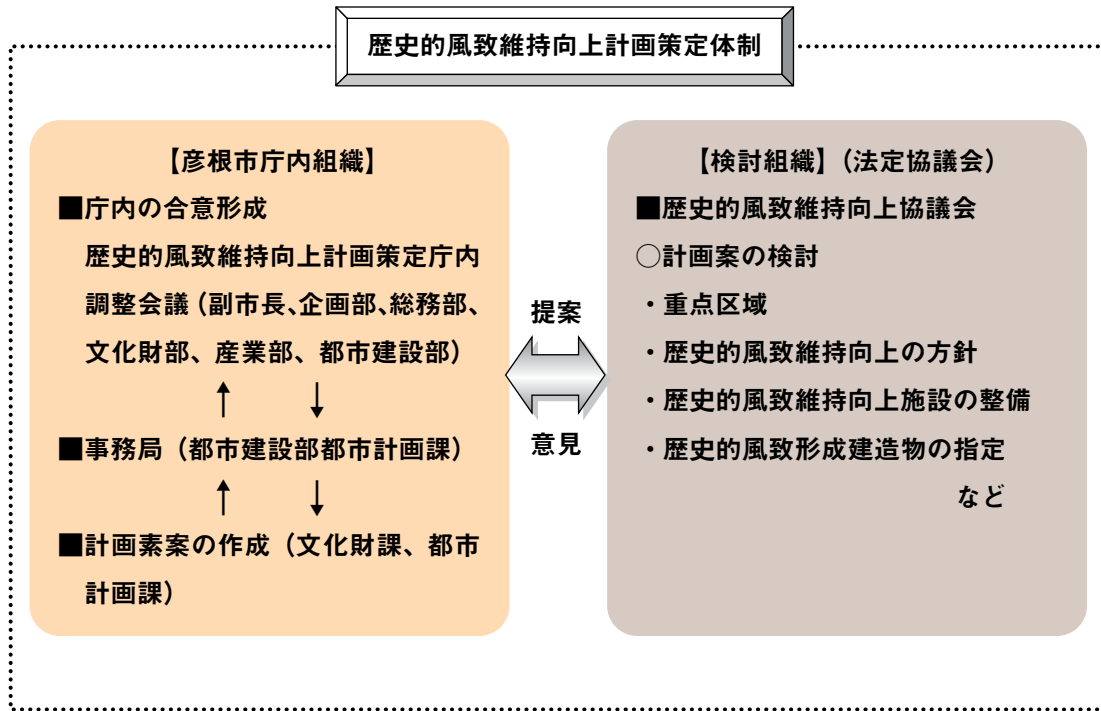
・意見なし

□同年 2 月 7 日

- 「彦根市文化財委員会」への意見聴取
- ・ 意見なし
- 同年 2 月 21 日～3 月 22 日
- 「彦根市歴史的風致維持向上計画」の変更に係る「意見公募」（パブリックコメント）の実施
- ・ 意見なし
- 同年 3 月 23 日
- 「彦根市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請
- 同年 3 月 31 日
- 「彦根市歴史的風致維持向上計画」変更の認定
- 平成 24 年 1 月 19 日
- 法定協議会の開催
- ・ 歴史的風致形成建造物の指定、総括評価
- 平成 25 年 5 月 9 日
- 法定協議会の開催
- 平成 24 年度事業の進捗評価
- 平成 26 年 1 月 31 日
- 法定協議会の開催
- 平成 25 年度事業の進捗評価
- 計画変更にかかる意見聴取
- ・ 意見なし
- 同年 2 月 17 日
- 「彦根市文化財委員会」への意見聴取
- ・ 意見なし
- 同年 8 月 1 日～9 月 1 日
- 「彦根市歴史的風致維持向上計画」の変更に係る「意見公募」（パブリックコメント）の実施
- ・ 意見なし
- 同年 10 月 31 日
- 「彦根市歴史的風致維持向上計画」の軽微な変更届
- 平成 27 年 1 月 30 日
- 法定協議会の開催
- 平成 26 年度事業の進捗評価
- 平成 24 年度事業～平成 26 年度事業の総括評価
- 平成 28 年 1 月 25 日
- 法定協議会の開催
- 平成 27 年度事業の進捗評価

- 平成 29 年 2 月 2 日
 - 法定協議会の開催
 - 平成 28 年度事業の進捗評価
 - 計画変更にかかる意見聴取
- 同年 2 月 22 日～3 月 23 日
 - 「彦根市歴史的風致維持向上計画」の変更に係る「意見公募」（パブリックコメント）の実施
 - ・ 意見あり
 - ・ 「彦根市歴史的風致維持向上計画」の修正なし
- 同年 3 月 13 日
 - 「彦根市文化財委員会」への意見聴取
- 同年 4 月 10 日
 - 「彦根市歴史的風致維持向上計画」の軽微な変更届

計画策定のフロー図



(4) 計画の実施・推進体制

本計画に定める計画推進体制として、新設を予定する組織を含め、関連法令や条例を所掌する担当課（事務局）とその法令や条例等に基づき新たに設置を予定する審議組織および既に設置されている審議組織を位置づける。

また、事業等の実施および推進に関しては、計画実施体制として事業設計を作成する庁内各担当課と関連する県、市民活動団体との連携を図る。

具体的には、計画実施体制から提案された設計案や建造物等の新たな指定候補は、事務局を通じて該当する審議機関に付議され、審議結果は事務局から計画実施体制に伝達する。

審議結果に基づき、計画実施体制は設計案の修正等を行うなど審議結果を尊重するものとする。

事業完成後には彦根市歴史的風致維持向上協議会に報告し、当該協議会が確認、評価し、結果をフィードバックしながら計画の実効性を高めるものとする。

彦根市歴史的風致維持向上協議会

構 成 員	備 考 (役職等)
学識経験者	滋賀大学教授 滋賀県立大学教授 岐阜女子大学名誉教授
県職員	土木交通部技監 教育委員会事務局文化財保護課長 湖東土木事務所長
関係機関	彦根商工会議所専務理事 彦根商店街連盟副会長 公益社団法人彦根観光協会事務局長 NPO 法人彦根景観フォーラム副理事長 NPO 法人五環生活
地域住民	城東学区 城西学区 佐和山学区 城北学区
市職員等	副市長 企画振興部長 産業部長 文化財部長 都市建設部長

計画の実施・推進体制図

